

## 福知山市税条例第46条による商品軽自動車等の 軽自動車税課税免除について

福知山市総務部税務課市民税係

### 1 課税免除対象者

- (1) 古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条第1項に定める古物商の古物自動車販売業者であること。
- (2) **申請時において市税の滞納がないもの。**

### 2 課税免除対象車両

販売を目的として取得した軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪小型自動車)であって使用しないもののうち、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 課税免除を受けようとする課税年度の前年度の4月2日以降に取得した車両であること。
- (2) 賦課期日現在(4月1日)の検査証の所有者及び使用者が、申請者と同一であること。
- (3) 賦課期日現在(4月1日)において、商品として本市内に展示していること。
- (4) 自動車検査証の使用の本拠の位置が本市内であること。
- (5) 軽自動車税申告書の所有形態が「3. 商品車」であること。

### 3 課税免除の対象外となる車両

- (1) 貸付を目的とするもの(リース車)
- (2) 試乗車
- (3) 代用車(代車)
- (4) 社用車

### 4 提出書類(※申請時に必ず揃えて提出してください)

- ・古物商許可証の写し
- ・商品軽自動車等の軽自動車税課税免除申請書
- ・自動車検査証の写し(登録証の写し又は標識交付証明書の写し)
- ・展示状態の写真
- ・(申請者が個人の場合)マイナンバーカード又はマイナンバー通知カードと本人確認書類

⇒裏面も必ず確認してください。

※自動車検査証と写真は、申請書に記入いただいた順に並べて提出してください。

※展示状態の写真は、標識番号が判読でき、正面等から撮影したものであり、かつ値札又は展示場であることが分かるような写真（のぼり等）を提出してください。

展示状態が確認できない写真の場合は、免除できない可能性がありますので御了承ください。

5 受付期間 課税年度の4月1日（水）から4月10日（金）17時まで  
※期間外の申請は受け付けられませんので御注意ください。

6 提出先 福知山市役所税務課市民税係 電話24-7024

7 参考

福知山市税条例

第46条 商品であって使用しない軽自動車等に対しては軽自動車税を課さない。